



ヤングケアラー支援法

「ヤングケアラー」という言葉をご存知ですか？これは、「家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子供・若者」と定義されています。この「ヤングケアラー」への支援を示した、子供・若者育成支援推進改正案が6月5日に可決・成立しました。ヤングケアラーは、国内では18歳未満の子供を位置付けるのが主流でしたが、家族のケア負担の影響は18歳以上になっても続くため、改正法は18歳以上の若者にも切れ目なく支援を続けることを明確にしています。政府が2021年に発表した全国の実態調査では、公立の全日制高校2年生の4.1%（約24人に1人）、公立中学2年生の5.7%（約17人に1人）が「世話をしている家族がいる」と回答しています。さらに、2022年の公立小学6年生への実態調査では、6年生の6.5%（約15人に1人）が「家族の世話をしている」と答えたことが分かりました。小学生では1学級に1～2人は、ヤングケアラーがいることになります。調査では、ヤングケアラーの1～2割が「宿題や勉強の時間が取れない」「精神的にきつい」など訴え、睡眠不足や進路変更の影響も出ています。また、誰にも相談した経験が無いという回答も目立ったといえます。

大阪公立大の濱島教授は「ヤングケアラーが正しく理解されてこなかった点が大きいと思います。地域によっては『お手伝い』の何が悪いのか、虐待の対応で支援できているので新たな枠組みは不要などと考えるところもありました。支援を始めるにあたり、その地域に連携できる民間の担い手がいるかどうかも重要です。」と答えています。この「ヤングケアラー」については、学校でも子供の实態に応じて、様々な関係機関と繋いでいこうと思っています。ただ、「ヤングケアラー」という言葉をネガティブに捉えると、周りの視線を気にして、そう思われることを嫌い、中々自分の置かれている状況を言い出せない子供も多いと聞きます。家族が病気になったり、困難があったりする状況は誰にでも起こりうることです。家族の世話ができる人は、優しく思いやりのある子供ですが、『お手伝い』との違いは、自分がケアをしないと、家族の生命や生活に直結してしまうということです。発達段階にそぐわない、重過ぎる責任や作業であり、お手伝いと違って『やらない』という選択肢がないのです。

そういう状況に置かれている子供たちが尊重され、その子供の未来への可能性が閉ざされないよう、その子供一人一人応じた最適解が求められています。

行政等のバックアップと、充実した支援体制がとれるよう、現場からの声を届けていくことが我々の使命だと思っています。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。

